

和歌山県試し買い購入促進認定制度実施要綱

(目的)

第1条 知事は、県内の中小企業、組合又は個人（以下「事業者」という。）の技術の高度化、経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進を図るため、事業者を新商品の開発により新たな事業分野の開拓を図る者（以下「新事業分野開拓者」という。）として認定を行い、当該新事業分野開拓者が提供する新商品の試し買い購入を促進するものとし、その実施に関しては、この要綱に定めるところによる。

(事業者の要件)

第2条 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第2条第1項各号のいずれかに該当する者のうち、県内に主たる事務所（会社の場合は本店として登記された事務所をいう。）を有する者。

2 前項の事業者は、販売代理店など商品の開発を行わない者及び単に製造のみを請負う者を含まない。

(新商品の要件)

第3条 この要綱において新商品とは、地方自治法施行規則第12条の3第1項第1号及び第2号並びに地方公営企業法施行規則第53条第1項第1号及び第2号に該当すると認められるもののうち、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 独創性、社会的有用性等が認められる商品（食品、飲料水及び医薬品は除く。）。
- (2) 新商品は県の機関（以下「県等」という。）での受注実績がなく、市場での流通が十分でないもの。
- (3) 申請の時点で商品の販売を開始してから概ね5年以内のもの。
- (4) 特許権等の権利に関する問題が生じないもの。
- (5) J I S規格など品質及び安全性に関する基準に合致しているもの。
- (6) 本制度で、過去に新商品として認定を受けたものと同一でないもの。
- (7) 公序良俗に反せず、法令等で製造、販売等が禁止されていないこと。

(実施計画の認定申請)

第4条 新事業分野開拓者の認定を受けようとする事業者は、新商品開発による新たな事業分野の開拓の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）に係る認定申請書（別記第1号様式）を知事に提出する。

2 前項の申請書には次の書類を添付する。

- (1) 商業登記簿謄本又は現在事項全部証明書及び定款の写し（法人に限る。）
- (2) 直近の期末を含む最近2期分の営業報告書又は事業報告書、貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、株主資本等変動計算書及び勘定科目内訳明細書（申請者が法人でない場合は、最近1年分の事業概要を記載した書類及び最近2年分の所得税申告書の写し）
- (3) 県税の納税証明書（未納のない証明書）
- (4) 新商品に関する資料

(新事業分野開拓者の認定)

第5条 知事は、事業者から認定申請書が提出されたときは、和歌山県中小企業事業計画評価委員会（以下「委員会」という。）の意見を聞いたうえで、実施計画が適切である

と認めたものについて、認定申請した事業者を新事業分野開拓者と認定する。

2 知事は、前項により事業者を認定したときは、認定証（別記第2号様式）を交付する。

3 第1項に定める認定の期間は、認定の日からその日の属する年度の翌々年度の3月31日までとする。

（実施計画の変更）

第6条 新事業分野開拓者は、実施計画を変更しようとするときは、知事に変更認定申請書（別記第3号様式）を提出し、知事の認定を受けなければならない。

2 知事は、新事業分野開拓者から変更認定申請書が提出されたときは、委員会の意見を聞いたうえで、変更後の実施計画が適切であると認めたときは、実施計画の変更を認定する。

なお、軽微な変更については、委員会の審査を省略することができる。

（認定の取消し）

第7条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(1) 実施計画（前条の規定による変更があったときは、その変更後のもの）に従って事業を実施していないとき

(2) 法令違反等不正な行為があったとき

(3) 認定事業者（法人である場合は役員）が、暴力団員又は暴力団密接関係者であることが判明したとき

2 前項の認定の取消により損失が生じた時は、その損失は新事業分野開拓者の負担とする。

（認定及び契約に関する情報の公表）

第8条 本制度における認定及び契約に関する情報の公表については、次のとおり行う。

(1) 委員会で審査される前の事業者に関する情報は、公表しない。

(2) 企業振興課長は、委員会で審査され、適当であると判断された事業者に関する情報のうち、認定の状況、事業者の名称、所在地、新商品の内容及び評価結果について、公表するものとする。

(3) 県等が新事業分野開拓者が提供する新商品を随意契約しようとする場合には、事前に契約の内容、相手方の決定方法、選定基準等について企業振興課長に通知するものとし、企業振興課長はその内容を公表する。

(4) 県等が新事業分野開拓者が提供する新商品を随意契約したときは、契約の相手方の名称、理由等について企業振興課長に通知するものとし、企業振興課長はその内容を公表する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 6 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 6 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。